

## 教員候補者選考試験に関するよくある質問

平成30年度実施試験に関するよくある質問について掲載します。不明な点は試験実施要項で確認するか、学校人事課まで問い合わせてください。

平成30年4月1日現在

### 1 受験資格に関すること

Q. 受験に必要な資格などはありますか。

A. 次の要件をすべて満たしている方ならどなたでも受験することができます。

- 1 受験する翌年の4月1日現在の年齢が45歳以下であること。
- 2 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格条項に該当しないこと。
- 3 活字印刷又は点字により出題される試験に対応できる者
- 4 受験を希望する教科等の有効な教員普通免許状を取得している、又は翌年3月末までに取得する見込みがあること。特別支援学校教諭の場合、それに加えて特別支援学校の教員普通免許状を取得しているか、採用後5年以内に取得する意思があること。

Q. 年齢制限はありますか。

A. 受験する翌年4月1日時点の年齢が45歳以下の方が受験できます。

Q. 大学を卒業していないと受験できないのですか。

A. 学歴による制限はありません。受験資格を満たしていれば、どなたでも受験することができます。

Q. 沖縄県に住んでいないと受験できないのですか。

A. 居住地や出身地による受験制限はありません。

Q. 日本国籍がないと受験できないのですか。

A. 日本国籍を有しない方でも受験資格を満たしていれば、どなたでも受験することができます。日本国籍を有しない方の場合、任用の期限を付さない常勤講師として採用されます。

Q. 小学校の助教諭免許状で、小学校を受験することはできますか。

A. できません。対象となる校種・教科等の普通免許状が必要です。

Q. 「中高共通」とされている教科は、中学校と高等学校の両方の免許が必要ですか。

A. 「中学校・高等学校教諭等（共通）」「特別支援学校中学部・高等部教諭等（共通）」の各教科等は、中学校、高等学校のいずれかの免許があれば受験することができます。

Q. 高等学校社会の免許で、高等学校の地理歴史又は公民を受験することはできますか。

A. 可能です。

Q. 高等学校商船の免許で、高等学校の水産を受験することはできますか。

A. 可能です。

Q. 高等学校理科の免許で、高等学校の工業（工業化学）を受験することはできますか。

A. できません。工業（工業化学）の受験には、高等学校工業の免許が必要です。

Q. 保健の免許で、保健体育を受験することはできますか。

A. できません。保健体育の受験には、保健体育の免許が必要です。

Q. 特別支援学校小学部を受験するためには、小学校教諭免許のほかに特別支援学校教諭免許が必要ですか。

A. 特別支援学校小学部教諭等を受験するためには、小学校教諭免許があれば、特別支援学校教諭免許を有していなくても構いません。ただし、この場合、採用後5年以内に特別支援学校教諭免許を取得していただきます。特別支援学校中学部・高等部教諭等（共通）も同様です。

## 2 出願手続・試験制度に関すること

Q. 要項や願書は、いつ、どこで手に入りますか。

A. 次の2つの方法で入手可能です。教育庁、教育事務所、沖縄県県外事務所での配布は行いません。

● インターネット上で入手する方法

インターネット上の沖縄県教育委員会のページからダウンロードして入手します。

● 郵送で入手する方法

角型2号（縦33.2cm×横24cm、A4サイズ）の封筒の表に、返送先の住所、氏名（敬称として「様」を付けること）を記入し、250円切手を貼り付けたものを、次のあて先まで送ってください。こちらに到達してから1～2日（土日除く）で返送します。返送用の封筒は折りたたんで構いません。速達での返送を希望する場合、返送用の封筒に速達料金280円分の切手を追加で貼り付け、上端に「速達」と朱書きしてください。

あて先：〒900-8571 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 沖縄県教育庁学校人事課

あて先のほかに「教員試験願書請求」と朱書きしてください。

いずれの方法でも、実施要項は3月から、願書は4月18日からダウンロード（入手）可能です。  
なお、インターネット上で願書の記載事項を入力（電子申請）する場合、4月13日から入力・印刷が可能です。

**Q. 試験の日程はどのようになっていますか。**

A. 今年度は、次のような日程で実施する予定です。なお、実際の日程は前後することがありますので、注意してください。また、台風等の災害時には、日程が延期・変更になることがあります。詳細は実施要項で確認してください。

要項公開	3月～
願書公開	4月18日(水)～4月27日(金) (電子申請を利用する場合、4月13日(金)～4月25日(水))
願書提出	4月20日(金)～4月27日(金) (当日消印有効) (郵送のみ)
1次試験	7月15日(日)
1次試験合格発表	8月10日(金)までに行います。
2次試験	8月17日(金)～8月19日(日)
2次試験合格発表 (3次試験を課す教科等)	9月7日(金)までに行います。
3次試験	9月15日(土)～9月16日(日)
最終合格発表	10月31日(水)までに行います。

**Q. 願書の提出方法は、郵送のみでしょうか。**

A. はい。郵送のみとなります。  
ちなみに、本年度の受付期間は次のとおりです。  
●平成30年4月20日（金曜日）から平成30年4月27日（金曜日） 当日消印有効  
※特定記録又は簡易書留で送付してください。  
※最終日に郵送する場合、速達扱いとしてください。

Q. 願書の欄の数より多くの教員免許状や公的資格を持っている場合、どのように記入したらよいですか。

A. 出願する校種・教科や加点等に関連するものを、重要なものから順に入るだけの分を記入するようにしてください。

Q. 出願後、受験票や合格通知の送付先が変更になった場合はどうしたらいいですか。

A. 引っ越しによる場合は、郵便局にて転送サービスを利用し、新住所に転送されるようにして下さい。連絡は不要です。それ以外の理由でどうしても別の住所への送付が必要になる場合には、電話で沖縄県教育庁学校人事課に連絡した上で、郵便で届け出てください。詳細は電話で確認してください。

Q. 電子申請で作成した書類に間違いがあったのですが、どうしたらいいですか。

A. 修正にあたっては、手書きで行わず電子申請を一からやり直して下さい。電子申請をやり直すとなんて整理番号が表示されますので、その番号を志願者登録票【電算入力用紙】の該当欄に記入してください。

Q. 沖縄県外での試験会場はありますか。

A. 1次から3次までいずれの試験も沖縄県那覇市近郊の県立高等学校や公共施設で実施しています。県外会場や離島等の試験会場はありません。

Q. 特別選考や試験の一部免除、加点などの制度はありますか。

A. 次の制度があります。

●特別選考

- 身体に障がいのある者を対象とした特別選考
- スポーツ・芸術での技能や実績による特別選考
- 特定の資格を有する者を対象とした特別選考（高等学校「家庭（調理）」）

●第1次試験の一部免除

- 本県臨任等の経験を有する者を対象にした一部試験免除

●第1次試験への加点（特定の資格・経験を有する者）

- 特別支援学校免許等
- 国際貢献活動
- 海技免状（高等学校「水産」）
- 英語に関する資格（小学校、特別支援学校小学部、中学校「英語」、高等学校「英語」）

**Q. 特別選考の制度はどのようなものですか。**

A. 平成30年度実施選考試験では、一般選考のほか、次のような特別選考を行います。なお、いずれの選考についても、詳細については必ず事前に要項を確認してください。

- 身体に障がいのある者を対象とした特別選考  
身体障害者手帳（1～6級）の交付を受けている方を対象に、特別選考を行います。
- スポーツ・芸術での技能や実績による特別選考  
中学校保健体育、高校保健体育、中高共通音楽又は中高共通美術の受験者のうち、スポーツの分野で国際的な大会で優秀な成績を収めた方、芸術分野で国際的なコンクール・展覧会で活躍した方を対象に、特別選考として、第1次試験及び第2次試験を免除します。
- 特定の資格を有する者を対象とした特別選考（高等学校「家庭（調理）」）  
高等学校家庭（調理）の受験者で高等学校「家庭」の普通免許所を所持しており、次のいずれかを満たす方を対象に、特別選考を行います。特別選考の受験者は、第1次試験に合格すると第2次試験を免除して第3次試験を受験します。
  - 専門調理師である。
  - 調理師免許を有し、調理師免許取得後5年以上調理の業務又は調理実習について教育研究若しくは実地指導の経験を有している。

**Q. 第1次試験の一部免除制度とはどのようなものですか。**

A. 平成30年度実施選考試験では、「本県臨任等の経験を有する者を対象にした一部試験免除」として、本県の国公立学校で一定の臨時的任用教諭等経験がある方を対象に第1次試験のうち一般教養と教職教養試験を免除します。詳細については要項を確認してください。

**Q. 第1次試験の加点制度とはどのようなものですか。**

A. 平成30年度実施選考試験では、次の方を対象に第1次試験のうち専門教科試験の得点に加点を行います。詳細については要項を確認してください。

- 特別支援学校免許等  
○ 本年3月末日までに授与された特別支援学校教諭普通免許状（盲・聾・養護学校普通免許状含む）を所持している。
- 国際貢献活動  
○ 青年海外協力隊等のボランティアとして、海外に2年以上派遣された経験がある。
- 海技士（機関）  
○ 高等学校「水産」を受験する者で、三級海技士（航海）若しくは三級海技士（機関）の資格又はこれらより上級の資格の資格を有しており、資格を取得してから1年以上の乗船経験を有している。海技士（内燃機関）を含む。
- 英語に関する資格  
○ 小学校、特別支援学校小学部、中学校「英語」、高等学校「英語」のいずれかを受験する者で、対象となる資格を有している。  
○ ただし、中学校「英語」または高等学校「英語」については、出願の2年前の4月1日以降に受験し、取得したものに限る。

Q. 特別支援学校免許等による加点で、対象となる免許はどのようなものですか。

A. 本年3月末日までに授与された特別支援学校教諭普通免許状、盲学校教諭普通免許状、ろう学校教諭普通免許状、養護学校教諭普通免許状が対象になります。専修・一種・二種の別は問いません。

なお、出願時点で取得見込みの方、授与申請中の方などは、対象になりません。

Q. 特別支援学校教諭免許を複数の領域で所持している場合、加点はどうなりますか。

A. 領域の数にかかわらず、一律10点を加点します。盲・聾・養護学校教諭免許のうち複数所持している場合も同様です。

Q. 国際貢献活動による加点で、対象となるボランティアとはどのようなものですか。

A. 独立行政法人国際協力機構が実施するボランティアで、海外に派遣されて行うものをいいます。具体的には、次の活動を想定しています。

- 青年海外協力隊
- 日系社会青年ボランティア
- シニア海外ボランティア
- 日系社会シニア・ボランティア

Q. 英語に関する資格による加点について、対象となる資格を複数有している場合、加点はどうなりますか。

A. 一つの資格のみに対する加点となります。

(例) 小学校または特別支援学校小学部の受験者で、英語に係る免許状を所持しており、かつ、英検準1級の資格を有している場合。

→ 10点の加点となる。

※英語に係る免許状(10点)+英検準1級(10点)=20点にはならない。

Q. 社会人経験による特別選考の制度はありますか。

A. 実施していません。

Q. 他府県等での本務教員経験による特別選考の制度はありますか。

A. 実施していません。

Q. 栄養教諭の選考試験はありませんか。

A. 栄養教諭を対象とした選考試験は実施していません。栄養教諭については、既に勤務している学校栄養職員の中から選考試験を実施しています。  
学校栄養職員の選考試験は、教員候補者選考試験と同様の日程で実施しています。

Q. 幼稚園教諭の選考試験はありませんか。

A. 沖縄県教育委員会では公立幼稚園教諭を採用していません。公立幼稚園教諭の採用については、各市町村教育委員会に問い合わせてください。

Q. 過去の試験問題は、閲覧できますか。

A. 直近の試験問題（一般教養及び教職教養）、及び第1次試験のすべての正答・配点表を沖縄県教育委員会ホームページ上で公表しています。

第1次試験のその他の試験問題、第2次試験で課された筆記試験問題及び解答並びに第2次試験及び第3次試験の模擬授業の事前課題及び当日提示課題については、下記の場所で閲覧することができるほか、実費でコピーをとることができます。

○沖縄県行政情報センター（沖縄県庁2階 電話：098-866-2139）

○宮古行政情報コーナー（沖縄県宮古事務所1階 電話：0980-72-2551）

○八重山行政情報コーナー（沖縄県八重山事務所1階 電話：0980-82-3040）

また、沖縄県情報公開条例に基づき、公文書開示請求により写しの送付を求めることができます。この場合、写しに係る費用の実費の他に郵送料が必要です。

郵送でのやりとりのため写しの送付まで3週間～1ヶ月ほど時間がかかりますので、上記の場所にご来庁できる方はご来庁により写しを入手していただくようお願いいたします。手詳細は沖縄県行政情報センターに問い合わせてください。

### 3 第1次試験の一部試験免除に関すること

Q. 免除される試験はどのようなものですか。

- A. 第1次試験では、一般教養、教職教養及び専門教科の筆記試験を実施しますが、一部試験免除制度ではこのうち一般教養と教職教養の試験を免除します。  
免除された一般教養と教職教養の得点は、専門試験の得点率と同様として計算されます。

Q. 免除されるための条件はどのようなものですか。

- A. 次の二つの両方に当てはまる必要があります。
- 1 本県国公立学校における臨時的任用の教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び常勤講師並びに非常勤講師（以下「臨任等」という。）としての勤務経験を、平成23年4月から平成30年3月までの間に通算して60月以上有していること。ただし、非常勤講師の勤務経験は実際の勤務月数の8割として計算する。
  - 2 平成30年4月から出願までの間に、本県の国公立学校での臨任等としての勤務経験がある、又は平成30年4月から本県の公立学校での臨任等としての勤務を希望し、平成30年3月末日までに学校人事課又はいずれかの教育事務所にその旨の登録を行っていること。  
ただし、平成30年4月以降の臨任等の任用を断ったり、その連絡に応じない等の場合は、原則として免除の対象としません。

Q. 免除の対象になる国公立学校とはどのようなものですか。

- A. 対象になるのは、次の両方を満たすような学校です。
- 1 沖縄県立、市町村立又は国立大学法人附属であること。
  - 2 小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校であること。  
私立の学校や、国公立であっても幼稚園、大学、高等専門学校、職業能力開発校、大専等校等は含まれません。

Q. 免除の対象となる「臨任等」とは、どのような経験ですか。

- A. 対象となる国公立学校で、次のような職に就いている場合に該当します。
- 1 教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭又は講師として勤務している。
  - 2 非常勤講師として勤務している。この場合、勤務月数は実際の8割として計算します。  
沖縄県教育委員会以外（国立大学法人や市町村教育委員会）が任用・雇用している場合、これ以外の名前であっても、同等の職と認められる場合は該当します。  
学校事務職員、実習助手、指導員（英語、寄宿舎等）、支援員（学習、生徒指導等）、特別支援ヘルパー、サポーター、補助員、プール監視員等は該当しません。

Q. 受験する校種・教科等と異なる校種・教科での臨任等の経験は、対象になりますか。

- A. 臨任等の経験に当てはまるものであれば、校種・教科が受験するものと異なっても構いません。



Q. 他の都道府県での臨時的任用や正規任用の教員経験は対象になりませんか。

A. なりません。

Q. 私立学校での経験は対象になりませんか。

A. なりません。

Q. 非常勤講師かそうでないかはどのように判断しますか。

A. 沖縄県教育委員会が任用する場合、職名が「非常勤講師」である、時給で給与が支払われている、という場合は非常勤講師に該当します。  
沖縄県教育委員会以外が任用・雇用している場合、いわゆる正規の教員と比べて勤務時間が少ない場合は非常勤職員に該当します。

Q. 支援員等が臨任等経験に該当しないのはなぜですか。

A. 沖縄県が求める教員の資質のうち重要なものとして、実践的指導力が挙げられることから、実際に授業を受け持つ教諭等と非常勤講師を対象とすることにしています。

Q. 対象となる勤務経験を直近の7年間に限定したのはなぜですか。

A. 教育現場の状況は常に変化しており、あまりに過去の経験を対象にすることは現実的ではないと考えられることから、直近の7年間に限定しています。

Q. 4月から3月まで任用されていても、8月に勤務していない場合は8月は経験としてカウントしないのですか。

A. 任用通知書等の期間に8月が含まれていれば、8月もカウントします。

Q. 条件に該当すれば、全員が一部試験免除を受けられるのですか。

A. 条件に該当し、必要な書類を提出した方は全員、一部試験免除の対象となります。

Q. 一部試験免除を希望する場合に必要な書類はなんですか。

A. 一部試験免除を希望する場合、一般選考の出願書類に加えて、次の書類を提出する必要があります。

ア一部試験免除・加点申請票(様式4)

イ臨任等経験確認表(様式5-1)

ウ沖縄県教育委員会以外(本県の市町村教育委員会又は国立大学法人附属学校)の臨任等として60月以上の勤務経験があることを示す辞令、任用通知書、雇用契約書等の写し、

※沖縄県教育委員会が任用する臨任等の勤務した期間の辞令等の写しについては、提出しないで下さい。

エ(該当者のみ)婚姻等により臨任等として勤務していた当時の氏名と現在の氏名が異なる場合、氏名の変更が分かる戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)を添付すること。

※校長が作成し学校人事課あてに提出する一部試験免除者調査は、今回より廃止となりました。

Q. 本県の市町村教育委員会または国立大学法人附属学校における臨任等に係る任用通知書や雇用契約書等の写しを紛失してしまった場合、どうすればいいですか。

A. 任用通知書や雇用契約書等の写しを紛失等の理由により持っていない場合は、在職証明書(様式5-2)の発行を依頼してください。依頼先は、臨任等として勤務していた本県の市町村教育委員会または国立大学法人附属学校です。

Q. 任用通知書や雇用契約書等の写しは、両面コピーで提出してもいいですか。

A. 書類の処理の都合上、片面コピーで提出してください。

Q. 対象期間外となる平成23年3月以前の任用通知書の写し等は、提出する必要がありますか。

A. 平成23年3月以前のものは、提出しないで下さい。

Q. 第1次試験の一部試験免除制度は次年度以降も継続しますか。

A. 今後、検討していく予定です。

#### 4 試験当日に関すること

Q. どのような試験が課されるのですか。

A. 平成30年度実施選考試験では、次の試験科目による選考を実施します。なお、試験科目等は変更となることがありますので、必ず事前に実施要項を確認してください。

●第1次試験

筆記試験（一般教養、教職教養及び専門教科）

教員としての基礎的な教養及び実地の指導に当たっての専門的な知識を確認するための、マークシート式の試験を実施します。

●第2次試験（第3次試験を課さない教科等）

論文試験

教育にまつわる諸課題に対する思考力、総合的判断力、文章構成力、表現力についての試験を実施します。

適性検査

人物評価の参考とするために実施します。

個人面接

主として人物についての個別面接による試験を行います。小学校・特別支援学校小学部では英語力についての簡単な確認を行います。

模擬授業

実践的な指導力についての試験として、事前に提示した課題に基づき、模擬授業を実施します。

実技試験

小学校では音楽及び体育について、中学校・高等学校英語では英語での面接についての実技試験を実施します。

筆記試験

中学校・高等学校英語では与えられたテーマについての英作文試験を、特別支援学校小学部では特別支援教育に関する内容についての筆記試験を実施します。

●第2次試験（第3次試験を課す教科等）

実技試験

それぞれの教科等について、教科に関する内容の実技試験を実施します。

筆記試験

特別支援学校では特別支援教育に関する内容についての筆記試験を実施します。

●第3次試験

論文試験

「第2次試験（第3次試験を課さない教科等）」と同様に行います。

適性検査

個人面接

模擬授業

Q. 試験当日はどのような服装で行けばよいですか。

- A. 試験にふさわしいものであれば、特に指定する服装はありません。試験は多くの会場で行われ、試験室によって空調の効き方に差があります。当日は、暑い場合、寒い場合に備えて、調節がしやすい服装で受験してください。試験中に上着を着脱するなどしても構いませんが、試験中にかばんから服を取り出すことはできませんので、上着やストールはあらかじめ着ておくか、いすの背に掛けるなどして準備してください。
- また、第2次試験以降で、実技試験のみが行われる日には、あらかじめ実技試験にふさわしい服装をしてきてください。

Q. 第1次試験の際、昼食時間はありますか。

- A. 第1次試験は午後1時ごろに終了しますが、その間、昼食時間はありません。専門試験と教養試験の間の休憩時間(30分)に水分や軽食を取ることは可能ですので、必要なら持参してください。また、出たゴミは必ず持ち帰ってください。

Q. 第1次試験当日に持参する物は何ですか。

- A. 第1次試験当日に必要な物は次のとおりです。
- (ア) すべての受験者 受験票、黒鉛筆(HB又はB)、消しゴム
  - (イ) 「商業」の受験者 (ア)に加え、そろばん又は電卓
  - (ウ) 「工業」又は「水産」の受験者 (ア)に加え、電卓(関数機能付きのもの)
- 上記のほかに、試験時間中に机の上に置けるものは、シャープペンシル、鉛筆削り(手動、小型のもの。ナイフ不可)、時計(辞書や電卓等の機能があるものや音が出るもの、スマートウォッチ(腕時計型情報端末)は不可。小型のものに限ります。)、眼鏡、目薬、タオル、ハンカチ、ティッシュペーパーに限ります。ウェアラブル端末は、種類に係わらず一切不可。

Q. 第2次試験中学体育等の実技「沖縄の踊り」では、3つの踊りの中から当日1つを指定することになっていますが、道具はすべての踊りの準備をする必要がありますか。

- A. 小道具(貫花・扇子)は、どの曲が指定されてもよいように準備をしていてください。

Q. 創作ダンスや沖縄の踊りの際に、舞台用の化粧をしてもいいですか。

- A. 舞台用の特別な化粧は行わないでください。

Q. 特別支援学校小学部教諭等は、第2次試験でも選抜を行いますか。

- A. 特別支援学校小学部では、第2次試験を受験した方は全員が第3次試験も受験し、第3次試験終了後に最終合格者を発表します。

## 5 合格発表・得点等開示に関すること

Q. 合格発表はどのように行われますか。

- A. 合格発表は、要項に記された期日までに、次の3つの方法で同時期に行います。
- 沖縄県庁行政掲示板（沖縄県庁舎外）への合格番号の掲示
  - インターネットの試験に関するページへの合格発表の公開
  - 合格者に対する合格通知の郵送

Q. 自分の得点・順位を知ることはできますか。

- A. 願書提出時に得点・順位通知を希望し、返信用封筒を同封した方には、各科目の得点、総合点及び総合順位を記入した通知を、合格発表後に送付します。  
第2次試験・第3次試験も、試験当日に返信用封筒を持参した方には同様に通知します。

## 6 試験合格後～採用に関すること

Q. 試験合格から採用まではどうなっていますか。

- A. 最終合格者は、「教員採用候補者名簿」に登載されますが、名簿に登載されたことをもって直ちに採用されることにはなりません。名簿に登載された中から、学校の欠員状況等を考慮し、試験実施翌年の4月1日から順次採用を決定します。名簿は登載の日から翌年3月31日まで有効です。  
また、次のいずれかに該当する場合は、名簿から削除、又は、採用を取り消されることがあります。
- 教員免許状取得見込の者及び教員免許更新対象者で、採用の日までに受験校種・教科相当の教員免許（普通免許状）を取得及び更新できない者
  - 教員（候補者）として著しく不的確な行動や心身の異常が見られ、職務遂行が困難と判断された者
  - 相当と認められる理由なく採用の内示を拒否した者

Q. 採用・配属の連絡はいつありますか。

- A. 4月1日採用予定の方には、2～3月に電話で配属先の連絡をします。具体的な日付は合格通知と同時にお知らせしますので、その日には確実に電話が取れるように待機してください。

Q. 採用時の給与はどのように決まりますか。

- A. 給与は、沖縄県の条例、規則等に基づき決定されます。これまでに就職した経験が無い方については、最終学歴によって初任給が決まります。これまでに就職経験がある方については、働いていた期間や仕事の内容に応じて、基本の初任給の額以上になります。  
現在、他の地方公共団体等で教職員や公務員として勤務している方の給与の号給は、現在の号給よりも低くなる場合があります。

Q. 現在、大学院修士課程の1年次に在籍しています。合格した場合、どのような取扱いになりますか。

A. 最終合格者のうち、次の者は、大学院又は教職大学院（以下「大学院等」という。）の修了まで名簿登載を延期する。

(1) 対象となる者

次のいずれかの大学院等への進学を予定する者及びそれらの1年次に在学中の者。ただし、修了までの年限が2年以内のものに限り、通信制のものを除く。

ア 教職大学院

イ 合格した校種・教科等の専修免許状を取得できる大学院

ウ 海外に所在し、修了時に修士号を取得できる大学院

(2) 延期のための手続

名簿登載の延期を希望する者は、合格後所定の期間内に申し出ること。申出に係る手続の案内については、合格通知に同封する。

Q. 職員住宅はありますか。

A. 本島北部や離島などでは、県立学校については県の教職員住宅、市町村立学校については市町村の教職員住宅に入居できる場合がありますが、希望者数の状況などにより、必ずしも入居できるわけではありません。配属決定後、赴任先の学校に確認するようにしてください。